

平成29年度集団指導資料

【共通編】

<指定障害福祉サービス事業者等・指定障害児通所支援事業者等>

平成30年3月23日・27日
岡山県保健福祉部障害福祉課



目次(共通編)

開催日：平成30年3月23日・27日

場 所：岡山県医師会館三木記念ホール
おかやま西川原プラザ 大会議室

1	制度改正の概要について	1
2	体制等に関する届出について	20
3	福祉・介護職員処遇改善加算について	21
4	変更・廃止・休止等の届出について	23
5	業務管理体制の整備に関する事項の届出等について	24
6	その他連絡	25
7	資料	別冊

・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

・障害福祉サービス費等の報酬算定構造

・報酬告示別表（案）

・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（案）

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制状況一覧表（案）

・基準条例新旧対照表（案）

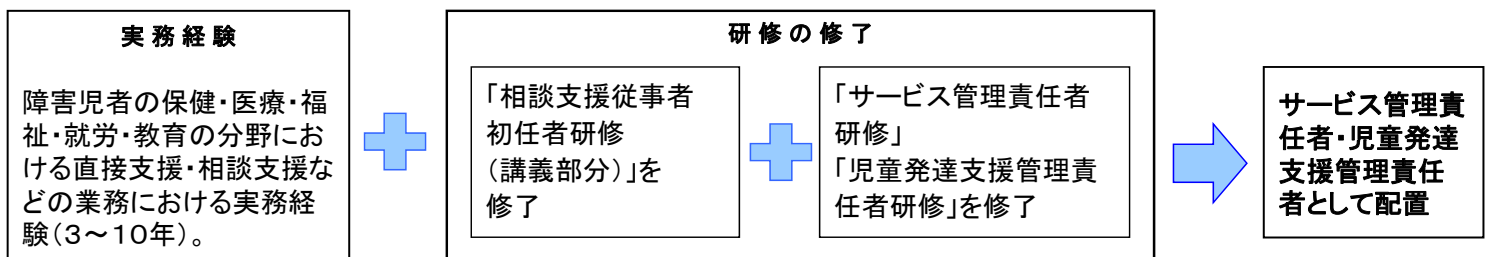


1 制度改革の概要について

(スライド番号)

(1) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件	2
(2) 障害者総合支援法の施行について	3
(3) 新サービスの対象者・サービス内容等について	5
① 「就労定着支援」の創設	6
② 「自立生活援助」の創設	9
③ 「居宅訪問型児童発達支援」の創設	12
(4) グループホームの新たな類型の創設（日中サービス支援型）	15
(5) 共生型サービスの位置づけ	19
(6) その他報酬改定における主な改定内容	21
(7) 障害福祉サービス等の情報公表制度について	29
(8) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について	35
(9) 障害児通所支援の指定（総量規制）について	37

(1) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



実務経験
障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（3～10年）。

研修の修了

「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了	+	「サービス管理責任者研修」「児童発達支援管理責任者研修」を修了
-------------------------	---	---------------------------------

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置

(平成30年度以前の取扱い)
【サービス管理責任者管・児童発達支援管理責任者共通】
○ 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす。**(平成30年3月31日廃止)**
○ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(平成30年度以降の取扱い)
【サービス管理責任者管・児童発達支援管理責任者共通】
○ 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす。**(平成31年3月31日廃止)**
○ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直し（平成31年度から新体系による研修開始）

(2) 障害者総合支援法の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（**自立生活援助**）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（**就労定着支援**）
- (3) 重度訪問介護について、**医療機関への入院時**も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合には、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの**利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）**できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、**居宅を訪問して発達支援**を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、**乳児院・児童養護施設**の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において**障害児福祉計画**を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の整備について（案）

趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。)の施行に伴い、関係政省令の整備を行う。

概要

※赤字が政省令事項

1. 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減の対象者の要件について

長期間相当障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、**相当介護保険サービスの利用者負担をゼロに（償還）する対象者の要件**を定める。

【対象者の要件】

- ・相当障害福祉サービスの利用期間：**5年間**(入院その他やむを得ない事由により支給決定を受けなかった期間を除く。)
- ・対象となる相当障害福祉サービス：**居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所**(基準該当サービスを含む。)
- ・対象となる相当介護保険サービス：**訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護**(これらに相当するサービスを含む。)
- ・所得要件：**低所得又は生活保護受給者**
- ・障害支援区分：**2以上**
- ・その他：**65歳までに介護保険サービスを利用していない**(※)

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

2. その他の規定の整備について

- (1) 重度訪問介護について、**病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所**においても一定の支援を可能とする。
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する**保育所等訪問支援**について、**乳児院、児童養護施設**の障害児に対象を拡大する。
- (3) **児童発達支援及び放課後等デイサービス**の事業所の指定について、指定権者である都道府県等は、当該通所支援の量を定め、その量を超えない範囲内において行うこととする。
- (4) 一部改正法により創設された、障害福祉サービス事業所の事業内容等の情報公表制度について、**公表事項等**を定める。
- (5) その他必要な規定の整備を行う。

(3) 新サービスの対象者・サービス内容等について

一部改正法により創設された新サービスについて、対象者、サービス内容等を定める。

	就労定着支援	自立生活援助	居宅訪問型児童発達支援
サービス概要	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス	重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービス
対象者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者	定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者 かつ 居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者	A又はBかつC A 重度の障害の状態(法定事項) B (a)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態(=医療的ケア児) (b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある C 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児(法定事項)
利用期間	3年間(1年ごとに支給決定期間を更新)	1年間(適当と認められる場合には更新可)	—
サービス内容	・事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項) ・雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援	・定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問 ・相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握 ・必要な情報の提供及び助言並びに相談 ・関係機関との連絡調整 ・その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施 ※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。
施行期日			

平成30年4月1日(予定) (平成30年2月頃公布予定)

5

① 「就労定着支援」の報酬の設定

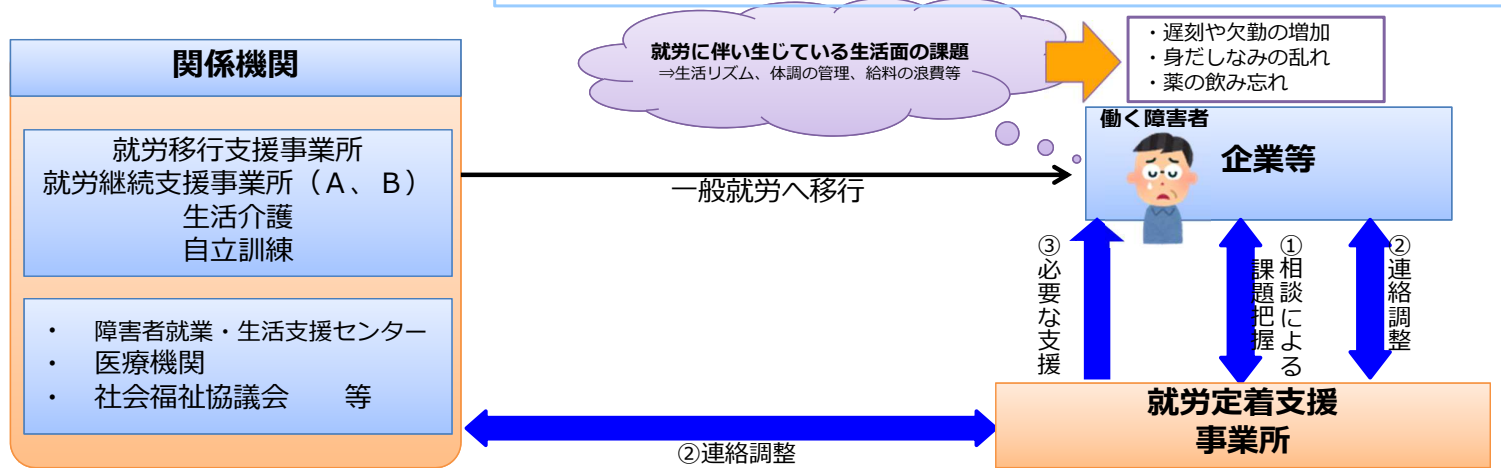
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する(「就労定着支援」)。

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



基本報酬

- 就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合)に応じた基本報酬を設定。
就労定着支援サービス費 3,200単位/月(就労定着率9割以上)※
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設①

人員の基準

- ① 就労定着支援員 常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上
- ② サービス管理責任者 利用者の数が60以下 1以上 等

運営の基準

（1）実施主体

過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

（2）職場への定着のための支援の実施

- ① 利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、利用者等に対して、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。
- ② 利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、**1月に1回以上当該利用者との対面**により行うとともに、**1月に1回以上当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問**することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。 等

7

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設②

運営規程で定めるべき重要事項

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑦ 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- ⑧ その他運営に関する重要事項

② 「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

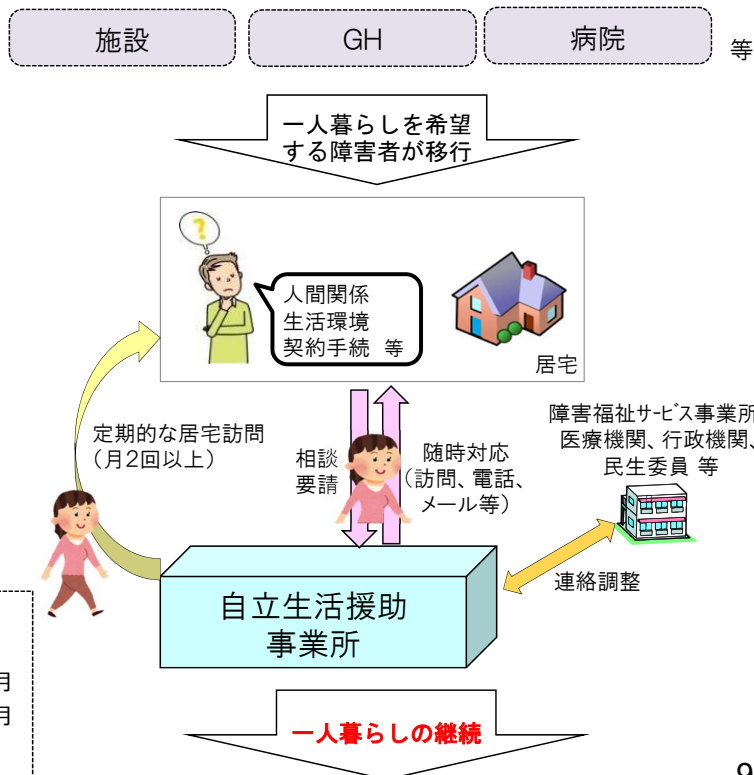
支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



9

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設①

人員の基準

- ① 地域生活支援員 1以上（利用者の数が25又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- ② サービス管理責任者 利用者の数が30以下 1以上 等

運営の基準

(1) 実施主体

指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、**宿泊型自立訓練又は共同生活援助**の事業を行う者に限る。）、**指定障害者支援施設**又は指定相談支援事業者でなければならない。

(2) 定期的な訪問による支援

おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談等必要な援助を行わなければならない。

(3) 随時の通報による支援

利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、利用者から通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握及び必要な措置等を行わなければならない。 等

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設②

運営規程で定めるべき重要事項

- ※ 就労定着支援の規定を準用する予定
- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑦ 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- ⑧ その他運営に関する重要事項

11

③ 「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

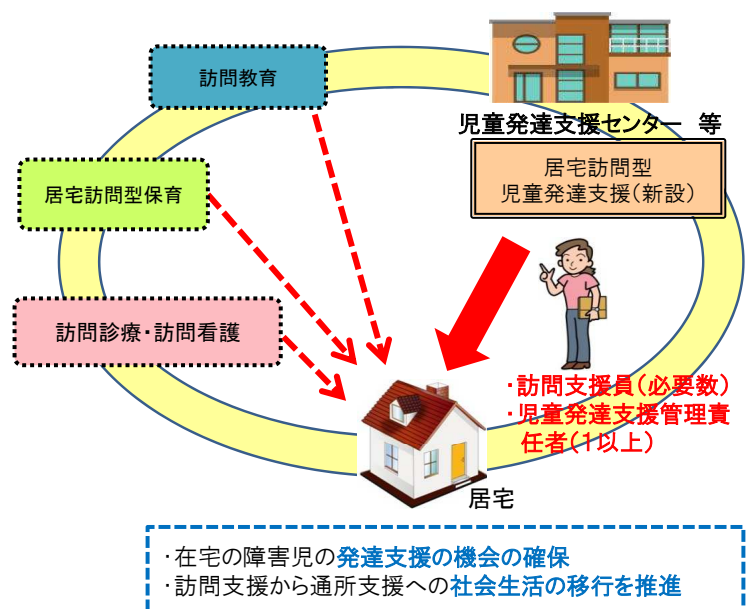
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設①

人員の基準

- ① 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
※訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務に3年以上従事した者でなければならない。
- ② 児童発達支援管理責任者 1以上 等

対象者等

(1) 対象者

A又はBかつC

※赤字は政省令事項(案)

A 重度の障害の状態(法定事項)

**B(a)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
(=医療的ケア児)**

(b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある

C 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児(法定事項)

(2) サービス内容

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施

13

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設②

運営規程で定めるべき重要事項

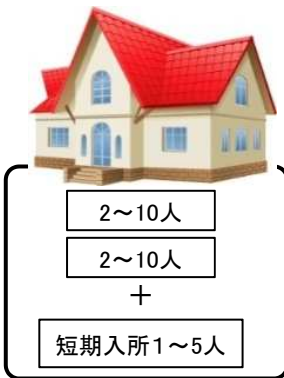
※現在の保育所等訪問支援と同様にする予定

- ① 目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ サービスの利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- ⑨ その他運営に関する重要事項

(4) 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
 - ※ 世話人の配置が3:1の場合
- | | |
|---------|---------|
| (1) 区分6 | 1,098単位 |
| ： | ： |
- ※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

15

新たな類型「日中サービス支援型共同生活援助」の創設①

基本方針（案）

- 常時介護を要する者に対して、**常時の支援体制を確保**することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況等に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うものでなければならない。

運営の基準（案）

(1) 実施主体

短期入所（併設事業所又は単独事業所に係るものに限る。）を行う者でなければならない。

(2) 介護及び家事等

常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

(3) 社会生活上の便宜の供与等

利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

(4) 協議の場の設置等

地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

16

新たな類型「日中サービス支援型共同生活援助」の創設②

人員の基準（案）

- ① 共同生活住居ごとに、**夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者**（宿直勤務を除く。）
- ② **世話人** 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における世話人の総数 **利用者の数を5で除した数以上**
- ③ 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における生活支援員の総数（イ～ニの合計数以上）
 - イ 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - ロ 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 - ハ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 - ニ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 ※②③は常勤換算方法で計算
- ④ サービス管理責任者 利用者の数が30以下 1以上 等

設備の基準（案）

- (1) **共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。**
ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- (2) **共同生活住居は、1以上のユニットを有することとし、ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。** 等

17

新たな類型「日中サービス支援型共同生活援助」の創設③

運営規程で定めるべき重要事項（案）

- ※ 共同生活援助の規定を準用する予定
- ① 事業の目的及び運営の方針
 - ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ③ 入居定員（ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものあり、それぞれ定めること。）
 - ④ 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - ⑤ 入居に当たっての留意事項
 - ⑥ 緊急時等における対応方法
 - ⑦ 非常災害対策
 - ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - ⑨ 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
 - ⑩ その他運営に関する重要事項

18

(5) 共生型サービスの基準・報酬の設定【新たな類型】

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



見直し後

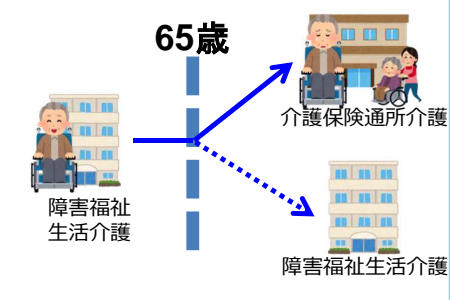
近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）

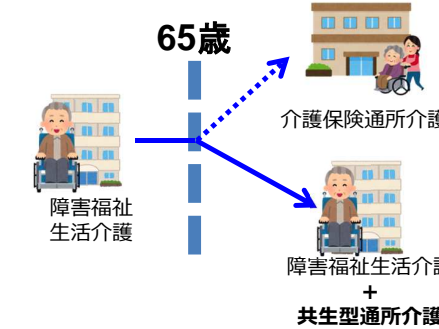
見直し前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



見直し後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所。



【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位

- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
 - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
 - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位等

新たな類型「共生型サービス」の指定の特例

障害児関係

- ・ 共生型児童発達支援及び共生型放課後等デイサービスについて、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスに倣った基準を設ける。

障害者関係

- ・ 共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）について、各基準該当サービスに倣った基準を設ける。

介護保険関係

- ① **共生型訪問介護**については、障害福祉施設における**居宅介護、重度訪問介護**の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。（居宅基準）
- ② **共生型通所介護**については、障害福祉施設における**生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービス**の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。（居宅基準（利用定員19人以上）及び地域密着型基準（利用定員19人未満））
- ③ **共生型短期入所生活介護**については、障害福祉施設における**短期入所（併設型及び空床利用に限る。）**の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。（居宅基準及び予防基準）

※地域密着型基準は市町村指定、居宅基準は要介護者、予防基準は要支援者が利用するサービスの基準。

(6) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. **地域生活支援拠点等の機能強化**
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

精神障害者の地域移行の推進

1. **長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

医療的ケア児への対応等

1. **人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. **障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う**
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする**
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. **計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価**
2. **送迎加算の見直し**

21

地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352圏域)

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
+50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

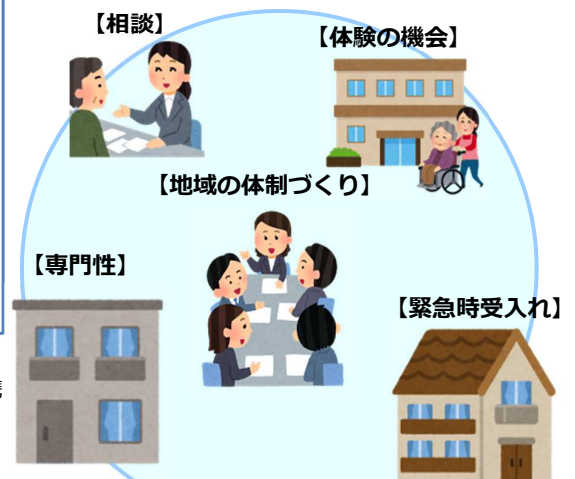
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

地域生活支援拠点等



医療的ケア児者に対する支援の充実

【障害児向けサービス】

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】



【夜間対応・レスパイト等】

- 短期入所



【障害者向けサービス】

- 生活介護



【支援の総合調整】

- 計画相談支援
- 障害児相談支援



➢ 看護職員加配加算の創設

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。

➢ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ）

医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。

➢ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。

➢ 送迎加算の拡充

送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

➢ 福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受け入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。

➢ 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。

➢ 要医療児者支援体制加算の創設

医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者支援する体制を有している場合を評価する。

➢ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設

医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現行一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

【現行の基本報酬の例】

- 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）

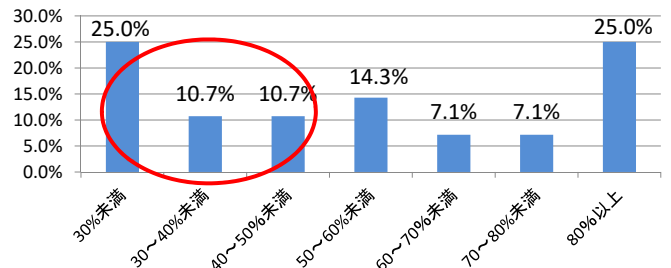
【見直し後の基本報酬の例】

- 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合
- 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合

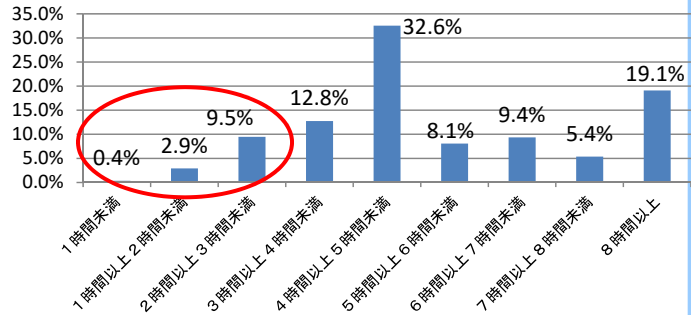
	指標該当	それ以外	
(1) 授業の終了後に行う場合 ・利用定員が10人以下の場合	通常時間	656単位	609単位
	短時間	645単位	596単位
(2) 休業日に行う場合 ・利用定員が10人以下の場合	区分	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組み込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間（平日）



2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。

155単位/日×2名分
1年に1回 → 1月に1回
500単位/回 等 24

精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。



精神障害者地域移行特別加算 300単位/日
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助(再掲)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が
30未満 1,547単位/月
30以上 1,083単位/月

地域生活支援拠点等【再掲】

による地域全体で支える提供体制の構築



地域移行支援における地域移行実績等の評価

精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位/月

医療観察法対象者の受入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位/日

25

就労継続支援における賃金・工賃の向上

(1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬

<人員配置7.5:1 定員20人以下>

改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

○ 平均収支差率 +14.8%
(平成28年度決算)

○ 利用者の1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多

(2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬

<人員配置7.5:1 定員20人以下>

改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

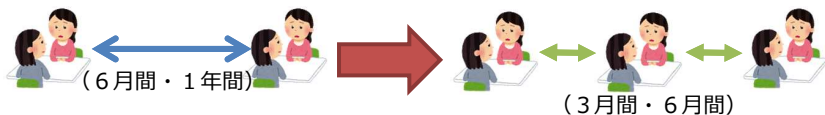
○ 平均収支差率 +12.8%
(平成28年度決算)

	平均工賃月額
全体	15,033円
中央値	12,238円

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

① モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：

- ・ 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
- ・ 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

③ 特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

特定事業所加算 300単位/月



特定事業所加算（Ⅰ） 500単位/月
特定事業所加算（Ⅱ） 400単位/月 等



④ 高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)

- ・ 初回加算 300単位/月
- ・ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/月 等

⑤ 計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。

現行
基本
報酬

④加算
③加算
新基本
報酬

27

送迎加算の見直し

1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算（Ⅰ）	27単位/回	21単位/回
送迎加算（Ⅱ）	13単位/回	10単位/回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下（15,600円→11,800円：▲24.4%（月額）民間調査）。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なことを踏まえ、引き上げる。

(現行)	(改定後)
14単位/回	28単位/回

2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。

※ 全体の1/3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



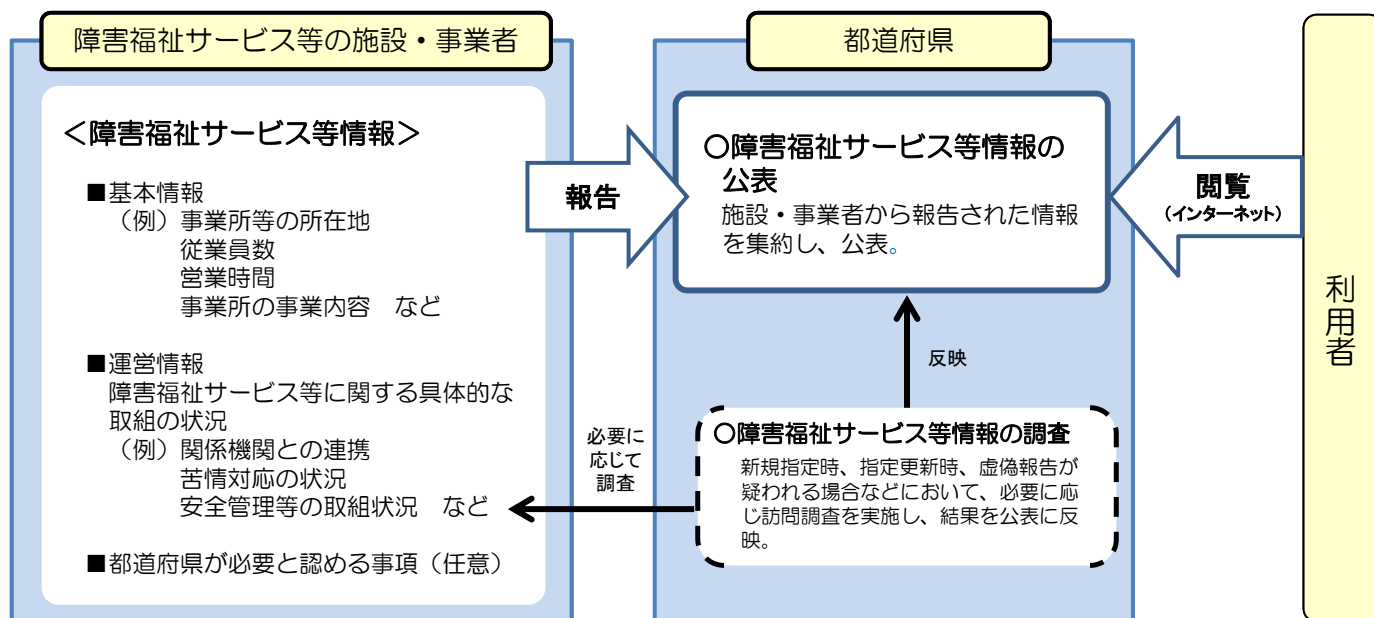
3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知。

(7) 障害福祉サービス等の情報公表制度について

① 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



29

② 実施主体

○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

- ※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村（指定都市、中核市を除く）分も、都道府県が公表を行う。
- ※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
サービス 障害者	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
サービス 障害児	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	×(※2)
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

③ 公表対象となる事業者

- ① 下記に記載のサービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者。
- ② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練（機能訓練）	21. 地域相談支援（地域定着支援）
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練（生活訓練）	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援（地域移行支援）	

④ 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービスの提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。
 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業員数、サービスの内容等の基本的な情報。
 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、平成29年12月11日 社会保障審議会障害者部会(第88回)の資料3を参照。
 (厚生労働省HP):

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000187441.pdf

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	○ サービスを提供する事業所等に関する事項 ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業員に関する事項 ・ 従業員数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他(従業員の研修の状況等) など

31

⑤ 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

- (1) 障害福祉サービス等情報の報告時期
 - ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。
 - (2) 障害福祉サービス等情報の報告方法
 - ・ 今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
 - ・ 具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」を立ち上げる予定。
 - ・ 事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。
- ※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

⑥ 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

- (1) 障害福祉サービス等情報の公表時期
 - ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。

※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。
- (2) 障害福祉サービス等情報の公表方法
 - ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査(調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消) 等

32

⑦ 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)

	平成29年度				平成30年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
(独)福祉医療機構			都道府県・事業者へシステム利用に係るID等の発行								障害福祉サービス等情報の公表開始
	システム改修等			試行運用	システム運用						
都道府県 (指定都市・中核市を含む)		システムに都道府県のメールアドレス登録			受理・確認						
事業者		システムに事業者のメールアドレス登録			都道府県等へ報告						

※ スケジュールについては、今後変更がありうる。

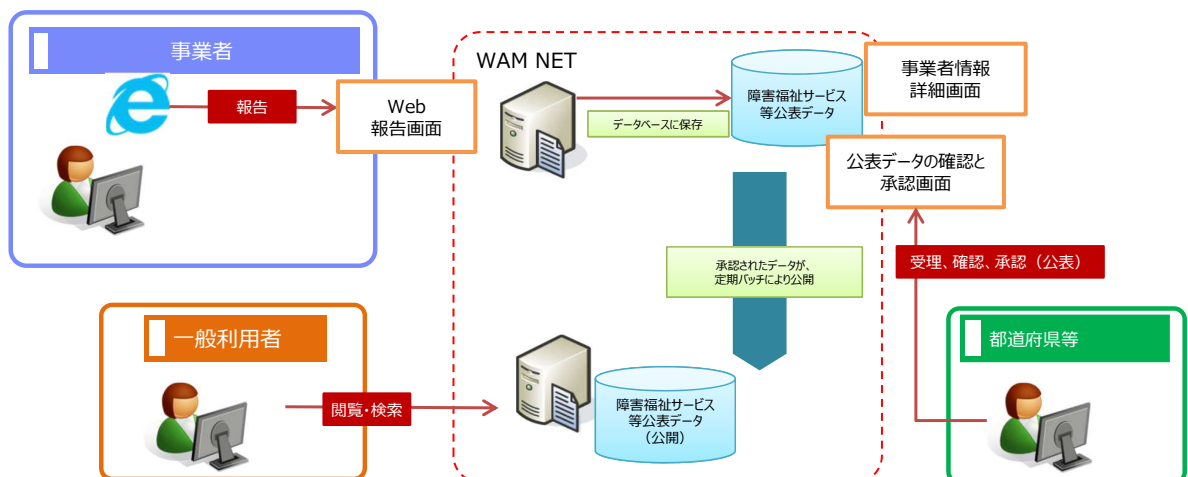
33

【参考】 障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)の概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



(8) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

【平成28年度の障害者虐待に関する調査結果について ・ 調査結果等を踏まえた留意事項について】

- 平成29年12月27日に公表した平成28年度の障害者虐待に関する調査結果では、養護者による虐待は減少傾向にある一方で、施設従事者等による虐待は増加傾向にあり、平成27年度と比較して虐待と判断された件数は18%増加(339件→401件)となっている。

参考:「平成28年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859.html>)

- 施設従事者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは、通報義務に関する理解が浸透されつつある状況とも解されるが、適切に虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について周知徹底を図るとともに、管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。

参考:障害者虐待防止対策支援事業 地域生活支援事業費等補助金493億円の内数(平成30年度予算案)

【成年後見制度の利用促進について】

- 平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、政府においては平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を作成したところである。この基本計画を踏まえ、平成29年度以降は、地方自治体において計画を作成することが求められており、地域生活支援事業費等補助金も活用の上、より一層、成年後見制度の利用促進に向けた取組を図られたい。

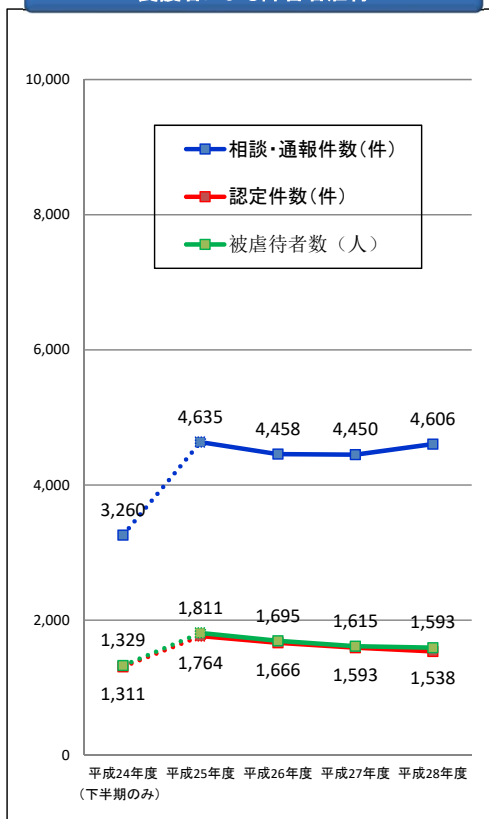
参考:障害者に係る成年後見制度関係予算 地域生活支援事業費等補助金493億円の内数(平成30年度予算案)

35

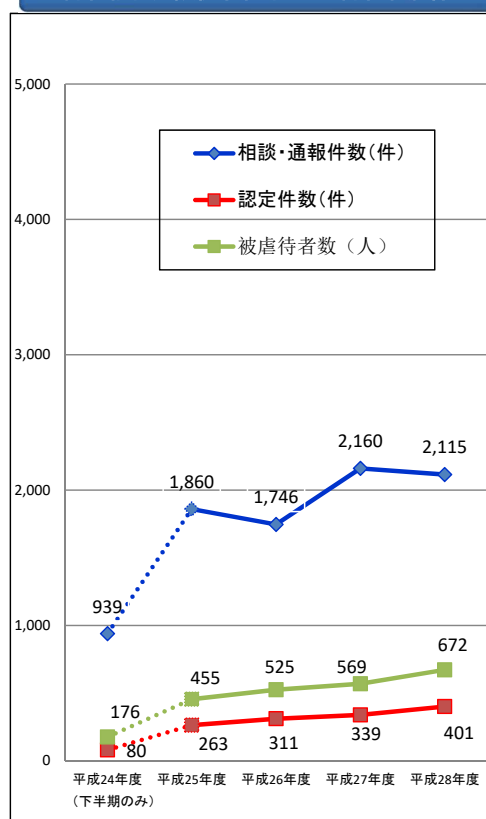
障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注:平成24年度のデータは下半期のみデータであり、経年比較としては平成25年度から平成28年度の4ヶ年分が対象。

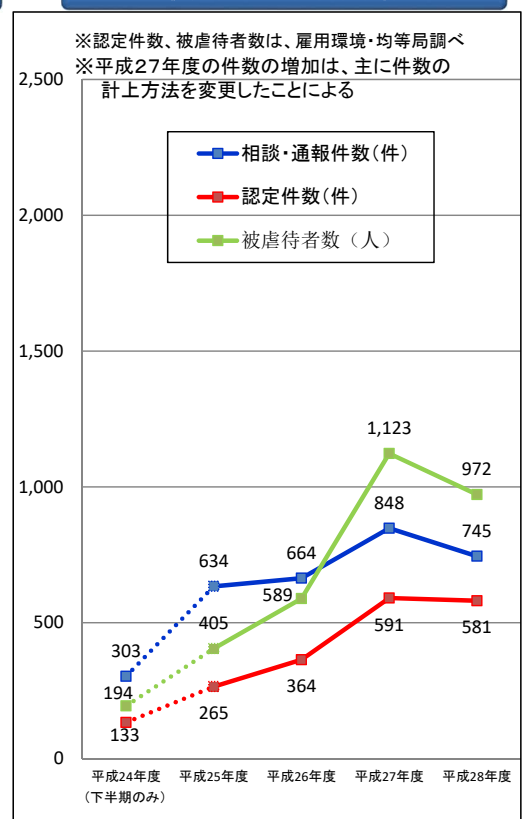
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



(9) 障害児通所支援の指定（総量規制）についての検討事項

概要

指定権者である都道府県等は、当該通所支援の量を定め、その量を超えない範囲内において事業所の指定を行う。

児童福祉法の条文

第二十一条の五の十五第二項 放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の十九第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

具体的内容

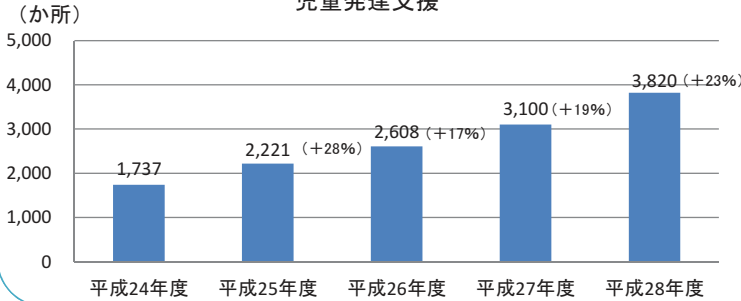
（総量規制の対象障害福祉サービスについて）

児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。

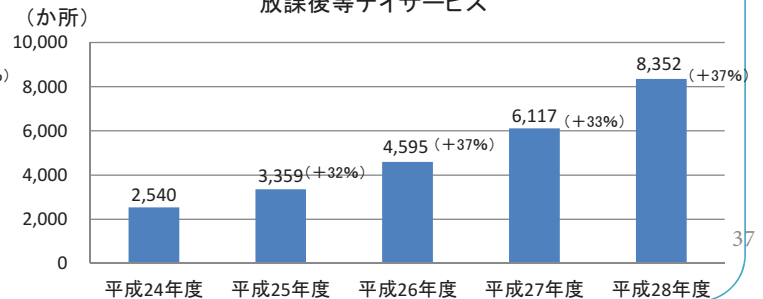
※児童発達支援及び放課後等デイサービスは、事業所数については児童発達支援については対前年比3割近く、放課後等デイサービスについては対前年比4割近く増加している。今後、事業者数が同様に増加していくと地域によっては支援量が利用者のニーズを超える可能性がある。

（事業所数の推移）

児童発達支援



放課後等デイサービス



〇〇市（町村）長 様

所在地
名称
代表者

印

障害児通所支援事業者の事業計画に関する意見について（協議）

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、別紙の事業計画書のとおり、県に対して、障害児通所支援事業者に係る法第21条の5の3第1項の指定（法第21条の5の19第1項の支援の量の増加）を申請したいと考えています。

ついでには、事業計画についての意見書を交付してください。

平成 年 月 日

2 体制等に関する届出について

(1) 報酬算定の変更を伴うもの(定員の増減、共同生活住居の増、新たな加算や加算区分の変更等)

事前に届け出てください。

① 届出に係る加算等の開始時期

届出等に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、**届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。**

※算定される単位数 1月15日に加算の算定を届け出た場合は、2月1日から算定が可能。
が増える場合の例 1月16日に加算の算定を届け出た場合は、3月1日から算定が可能。

② 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

なお、この場合は、**加算等が算定されなくなった事実が発生した日**(居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)**から加算等の算定を行わないもの**とします。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消し等をもって対処します。

《提出書類》(様式は県障害福祉課ホームページからダウンロードできます。)

- ・変更届出書
- ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書(障害福祉サービス)
指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書(障害児)
- ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表(障害福祉サービス)
障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(障害児)
- ・各種加算に係る届出書及び添付書類

《提出部数》 2部(正本1部・副本1部)

(2) 報酬算定の変更を伴わないもの(例:児童指導員、福祉専門職員等の有資格者の変更等)

変更後速やかに届け出てください。

《提出書類》(様式は県障害福祉課ホームページからダウンロードできます。)

- ・各種加算に係る届出書及び添付書類

《提出部数》 1部

(3) 平成30年度報酬改定に伴う届出期限の特例 **平成30年4月10日(火)**

3 福祉・介護職員処遇改善加算について①

(1) 平成30年度福祉・介護職員処遇改善加算の届出について

① 加算算定にあたって届出が必要な書類等

○福祉・介護職員処遇改善加算届出書及び添付書類
※福祉・介護職員処遇改善加算を算定する事業所は必ず提出を行う必要があります。
また、提出は各指定権者ごとに行う必要があります。

○介護給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書及び添付書類
次の場合は、**福祉・介護職員処遇改善加算届出書に加え、介護給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書等も提出する必要があります。**
・新たに福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合
・従来の区分と異なる加算を算定する場合（以下のとおり）
（例）「加算Ⅱ」を算定していたが、「加算Ⅰ」を算定する場合

② 届出に当たっての留意事項

福祉・介護職員処遇改善加算については、他の加算の提出期限と異なり、新たに算定を受けようとする月の**前々月の末日が提出期限**となっています。
年度の途中から当該加算の算定を受ける場合は、御注意ください。

③ 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、**これを廃止する。**その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

その間、障害福祉サービス等事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の加算取得について積極的な働きかけを行うこととする。

※ **福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（注）までの間に限り算定することとする。**

（注）平成30年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

④ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、上記③のとおり、廃止の見込みであるため、同加算（Ⅳ）又は（Ⅴ）を算定している障害福祉サービス等事業所においては、より上位の区分の加算取得に向けた取り組みをお願いします。

なお、今後、厚生労働省から通知等があり次第、お知らせします。

3 福祉・介護職員処遇改善加算について②

(2) 平成30年度福祉・介護職員処遇改善加算の実績報告について

① 提出期限

- ・平成30年3月まで加算算定した場合は、**平成30年7月末日**
- ・平成30年2月以前まで加算算定した場合は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月末日

② 提出先

提出は、各指定権者ごとに行う必要があります。**岡山県の指定事業所**については、平成29年度福祉・介護職員処遇改善加算届出書を提出した**県民局に提出**してください。

③ 留意事項

ア 平成29年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額

「平成29年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額」には、平成29年4月～平成30年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入してください。

つまり、国保連における平成29年5月～平成30年4月審査分までの加算総額(利用者負担額を含む。)を記入することになります。(国保連から通知されている金額を足しあげること。)

イ 賃金改善所要額

実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、**全額返還となります。(差額の返還ではない。)** また、実績報告を提出しない場合も全額返還となります。仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給してください。

ウ 賃金改善実施時期

賃金改善実施期間の月数が加算の算定月数と同じ月数となっているか、全年度に当該加算を算定している場合、賃金改善実施期間が前年度と重複していないか、届出前に確認すること。

※加算を12ヶ月間算定している場合は、賃金改善実施期間も12ヶ月となる。

エ 賃金改善の方法等

・賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で行いますが、**賃金改善を行う項目については明確に記載**してください。

また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることにはできません。

平成24年3月30日付け厚生労働省通知（抜粋）〈ハンドブック報酬編P840参照〉

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、8(2)（特別事情届出書）の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

・非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれません。

同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれません。

・加算を取得した事業者は、賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、賃金改善の実施に要する費用に含まれません。

4 変更・廃止・休止等の届出について

(1) 変更の届出

指定事業者・施設は、届け出た内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を、所管の県民局に提出することが必要です。

○届出に当たっての留意事項

事業所（施設）の所在地（設置の場所）やサービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（実務経験を要する職種）等については、事前の届出をお願いしています。

また、定員又は共同生活住居の増減等の場合は、報酬算定の変更を伴う可能性がありますので、次ページ「体制及び加算の変更手続きについて」をご確認ください。

《変更の届出が必要な事項(例)》 ※サービスの種類により異なります。

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、職名及び住所
- ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ④ 事業所の平面図
- ⑤ 事業所の管理者及びサービス管理責任者（サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名、生年月日、経歴及び住所
- ⑥ 運営規程
- ⑦ 当該申請に係る事業に関する介護給付費の請求に関する事項
- ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所

《提出する書類》（様式は県障害福祉課ホームページからダウンロードできます。）

- ① 変更届
- ② 添付書類（「変更届に係る提出書類確認表」をご確認ください。）

(2) 廃止又は休止の届出(入所施設は指定の辞退)

その廃止又は休止の日の1月前(入所施設は3月以上前)までに、所管の県民局に届け出てください。

《提出する書類》（様式は県障害福祉課ホームページからダウンロードできます。）

- ① 廃止（休止）届（現にサービスを受けている者に対する措置）
- ② 届出事項（H30.4.1からの必須事項）
 - ・現にサービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者番号及び引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無
 - ・引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスを継続的に提供する他のサービス事業者の名称

5 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

平成24年4月1日から、障害福祉サービス事業者等及び障害児通所支援事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。

各事業者等におかれましては、法令遵守責任者の選任等だけでなく、業務の執行状況を点検し、法令遵守に取り組んでください。また、届出事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定等により届け出るべき事項に変更があった場合（19事業所から20事業所へ事業所数の増加）についても、届出事項の変更に係る届出書を提出することが必要です。

なお、下記様式（様式第3号又は様式第4号）を用いて届出先行政機関に届け出てください。

様式第3号
(障害者総合支援法関連)

様式第3号 (第3条関係)

届出番号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づき業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)

岡山県知事 宛
事務局長 氏
代表者様 氏名 印

平成 年 月 日

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所 (法人) 番号

変更があった事項

1. 指定事業者等の名称又は氏名
2. 主たる事業所の所在地
3. 代表者の氏名、生年月日
4. 代表者の住所、職名
5. 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
6. 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
7. 業務執行の状況の概要の報告の概要

変更の内容

(変更前)

(変更後)

(日本工務福祉 A 第3号)

様式第4号
(児童福祉法関連)

様式第4号 (第3条関係)

届出番号

児童福祉法に基づき業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)

岡山県知事 宛
事務局長 氏
代表者様 氏名 印

平成 年 月 日

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所 (法人) 番号

変更があった事項

1. 指定事業者等の名称又は氏名
2. 主たる事業所の所在地
3. 代表者の氏名、生年月日
4. 代表者の住所、職名
5. 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
6. 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
7. 業務執行の状況の概要の報告の概要

変更の内容

(変更前)

(変更後)

(日本工務福祉 A 第4号)

- 《変更届出が必要な事項(例)》
- ① 指定事業者等の名称又は氏名
 - ② 主たる事務所の所在地
 - ③ 代表者の氏名、生年月日
 - ④ 代表者の住所、職名
 - ⑤ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 (全ての事業者)
 - ⑦ **業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定・許可の事業所等の数20以上)**
 - ⑧ 業務執行の状況の監査の方法の概要 (指定・許可の事業所等の数が100以上)

【届出先】 ※事業所等の指定により、事業展開地域が変更となり、届出先の行政機関に変更が生じた場合、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届出が必要となります。

事業所等の区分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働本省 (社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ ①および②以外で、すべての事業所等が岡山市内に所在する事業者以外	岡山県 (各県民局健康福祉部健康福祉課)
④ ①および②以外で、すべての事業所等が岡山市内に所在する事業者	岡山市 (岡山市保健福祉局事業者指導課)

6 その他連絡

(1) 適正な事業運営に必要なもの(P26参照)

- 基準条例等について
障害児通所支援及び障害福祉サービス等に関する基準条例の改正について(P27・28参照)
- 報酬告示・留意事項通知等について
平成30年度改正内容について、県ホームページに掲載しますので、必ず確認すること。
- 参考書籍について

(2) 事故報告の提出について

サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を迅速に講じるとともに、速やかに利用者の家族等、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び支給決定市町）等に連絡・報告を行ってください。

※ 利用者事故発生時の対応について、利用者事故等報告書(P29～31参照)

(3) 厚生労働省からの通知等について

厚生労働省から発出される通知等については、随時ホームページ上で公開しています。また、通知等の内容によっては、本日の集団指導資料の記載内容を変更する場合があります。その場合もホームページ上でお知らせしますので、随時確認をお願いします。

<岡山県障害福祉課ホームページ> URL <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>

※ 岡山県障害福祉課ホームページについて (P32参照)

(4) 質問(疑義照会)について

今回の集団指導に係る内容やその他について質問（疑義）等がある場合は、「質問票」によりFAXにて送信してください。

※ 質問票、質問担当窓口について (P33・34参照)



適切な事業運営に必要なもの

< 基準条例 >

○障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

< 解釈通知 >

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

○障害者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

< 解釈通知 >

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について

○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

< 解釈通知 >

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

< 解釈通知 >

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について

【参考書籍】事業者ハンドブック指定基準編（発行：中央法規出版株式会社）



< 報酬告示 >

○障害福祉サービス（施設入所支援含む。）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

< 留意事項通知 >

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

< 留意事項通知 >

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

< 留意事項通知 >

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

【参考書籍】事業者ハンドブック報酬編（発行：中央法規出版株式会社）



障害児通所支援及び障害福祉サービス等に関する基準条例の改正について

1 県の基準条例改正の背景

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、本年1月18日に国の基準省令の改正が行われたため、関係する6条例について所要の改正を行う。

2 国の基準省令改正の主な内容

<障害児関係>

(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準関係（県条例の適用は、岡山市に所在の事業所を除く。以下(2)(3)において同じ。）

福祉型障害児入所施設及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの職員の基準中、看護師を看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）に改める（指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設についても同様）。

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準関係

ア 居宅訪問型児童発達支援の創設

重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する。

訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、看護職員若しくは保育士の資格取得後等に、障害児への直接支援の業務に3年以上従事した者であることを要件とする。

イ 児童発達支援等に係る共生型通所支援の位置付け

介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定を受けやすくする特例を設ける。

ウ 指定児童発達支援関係

① 放課後等デイサービスと同様に、置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を、児童指導員又は保育士としなければならないこととし、既存事業所の経過措置（1年間）を設ける。

（県指定通所支援基準条例第6条関係：従うべき基準）

	現行の基準	改正後の基準
従業者の 数	指導員又は保育士	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
	イ 障害児の数が10までのもの	2以上
	ロ 障害児の数が10を超えるもの	2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
	(なし)	イ又はロの半数以上は、児童指導員又は保育士

② サービス内容の自己評価及び改善の内容の公表を義務化する。

③ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所の人員配置基準にある「機能訓練担当職員」について、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができるものとする（主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所についても同様とする。）。

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準関係

指定福祉型障害児入所施設について、「指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供している場合の人員・設備の特例」の規定を削除し、既存施設の経過措置（3年間）を設ける。

＜障害者関係＞

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準関係（県条例の適用は、岡山市及び倉敷市に所在の事業所を除く。以下（5）（6）において同じ。）

ア 就労定着支援の創設

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間（3年間）にわたり行うサービスを新たに創設する。

イ 自立生活援助の創設

施設入所支援や共同生活援助等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等を対象として、一定の期間（1年間）にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する。

ウ 居宅介護等に係る共生型障害福祉サービスの位置付け

上記2の（2）のイに同じ。

エ 日中サービス支援型指定共同生活援助の位置付け

障害者の重度化・高齢化に対応するため、共同生活援助における重度の障害者の支援を可能とする新たな類型を創設する（短期入所の併設を必置）。

オ その他

職場への定着のための支援の実施（生活介護・自立訓練）、障害種別によらない利用（自立訓練）、通勤のための訓練の実施（就労移行支援）等規定の整備を行う。

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準関係

上記（3）と同様。

- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準関係

上記（4）のオと同様。

3 改正する条例

次の6条例について、それぞれ国の基準省令の改正内容に鑑み改める。

- (1) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第47号）
- (2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第49号）
- (3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第50号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第52号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第53号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第54号）

利用者事故等発生時の対応について

1 事故等発生時の対応

- (1) 事故等の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- (2) 利用者の家族等、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び支給決定市町村）等に連絡・報告を行うこと。ただし、指定権者が岡山市、倉敷市及び新見市である施設・事業所は、県へ報告書を提出する必要はない。
- (3) 事故の状況及び事故等に際して採った処置について記録すること。

2 事故後の対応及び再発防止への取組

- (1) 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- (2) 事故等の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者に周知徹底すること。

3 県（所管県民局健康福祉部）への報告

(1) 報告すべき事故等の範囲

報告すべき事故等の範囲は、原則として以下のとおりとする。

① サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故のほか、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関に入院又は治療したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等を含むものとする。

② 利用者が行方不明になったとき（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）

③ 食中毒、感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核等）の集団発生

④ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

⑤ 火災、震災、風水害等の災害によりサービスの提供に影響する重大な事故等

⑥ その他施設・事業所の長が必要と認めるもの

(2) 報告事項

県（所管県民局健康福祉部）への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、別紙様式の内容が含まれる任意の様式で報告することは差し支えない。

なお、死亡事故の場合は診断書の写しを添付すること。

(3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び支給決定市町村）に報告する。

また、食中毒や感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、あわせて、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び支給決定市町村）に報告する。

① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

② 途中経過及び最終報告

事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

※参考（事故発生時の対応について定めた基準条例等）

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第52号）第41条第1項及び準用規定
- (2) 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第53号）第59条第1項
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第54号）第32条第1項及び準用規定
- (4) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第55号）第18条第1項
- (5) 障害者総合支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第56号）第16条第1項
- (6) 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第57号）第45条第1項
- (7) 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第36条第1項及び準用規定
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第49号）第53条第1項及び準用規定
- (9) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第50号）第50条第1項及び準用規定

※ 条例及び省令の名称中、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」については「障害者総合支援法」と略記している。

県民局健康福祉部長 殿

障害福祉サービス事業所等利用者事故等報告書

記載年月日 (平成 年 月 日)

事業所等	事業所名			法人名					
	事業所所在地	〒							
	管理者氏名			電話番号					
	報告者 職・氏名			FAX番号					
利用者	氏名・年齢			歳	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	障害支援区分		
	障害の種類	<input type="checkbox"/> 身体 (種別:) <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	利用サービス種類			支給決定市町村			受給者番号		
事故等の概要	事故等発生日時	平成 年 月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後		時 分頃			
	事故等発生場所	<input type="checkbox"/> 事業所内 () <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	事故等の種別 (該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 転倒・転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・異食 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 感染症等		<input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 所在不明 <input type="checkbox"/> その他		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (※その他の場合に記入) </div>			
	事故等の結果	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡		<input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> 特変なし <input type="checkbox"/> その他()					
	事故等の内容	(事故等発生時の具体的状況)						報告先	報告・説明日時
								配置医師	/ : :
管理者								/ : :	
家族等								/ : :	
指定権者								/ : :	
市町村	/ : :								
加害者がいる場合	氏名			性別・年齢	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 (歳)	被害者との関係			

(第1報の際、不明・未定の部分は、第2報で報告)

事故等発生後の対応	事故等への対応内容・利用者の状況							
	医療機関名						治療期間	
	治療の概要						日数 (見込み)	
	家族等への説明内容とそれに対する反応							
	損害賠償の状況	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	事故等の原因							
再発防止に向けた対策・方針								

※ 記入欄が不足する場合は、任意様式に記載し添付してください。死亡事故等の場合は、家族等の了解の範囲内で、診断書(それに準ずる書類を含む。)の写しを添付してください。

【行政機関記入欄】

<input type="checkbox"/> 消費安全性を欠く商品(飲食物を含む)・役務	被害拡大の恐れ ()
--	-------------

<input type="checkbox"/> 重大事故等(死亡・30日以上の治療を要する重傷、中毒)	事業者の安全配慮 ()
--	--------------

岡山県障害福祉課ホームページについて

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/

岡山県 本文 | 文字サイズ変更 | 元に戻す | 大きくする | 文字色変更 / 音声読み上げ | サイトマップ

岡山県ホームページ | 暮らし・環境・観光 | 健康・福祉 | 教育・文化 | しごと・産業 | 社会福祉 | 県政情報

1 お知らせ

- ・身体障害者手帳制度について。2017年2月8日更新
- ・国庫補助費(備定施設)について(平成28年度(補正予算分))。2017年2月8日更新
- ・「障害のある人の県庁アートギャラリー」は開館しています(平成29年1月31日更新)。2017年1月31日更新
- ・＜こどもたちの育ちや自立を支援する制度について＞(制度の紹介冊子)。2017年1月30日更新
- ・平成28年度各研究機関が実施する研修事業について。2017年1月26日更新

2 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等関係

- ・＜こどもたちの育ちや自立を支援する制度について＞(制度の紹介冊子)
- ・◇障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく事業等関係(事業者・施設設置者等はこちらをご確認ください)
- ・◇障害者区分認定・難病患者等の取扱い関係
- ・◇自立支援医療(更生医療・育成医療)関係
- ・◇岡山県内の事業所・施設一覧及び各事業所状況
- ・◇障害福祉サービス等の利用申込及び情報提供にかかる取扱要領について
- ・◇地域生活支援事業関係

3 障害者の就労支援・地域移行支援について

関連情報

- ・労働者状況
- ・ら、自費養成研修について
- ・岡山県マイレージショップ★農産物ブランドینگ推進モデルプロジェクト「ハジの福産良品ブランドینگコンベンション」開催しました！
- ・岡山県マイレージショップ★鳥取県外マルシェ・ホームマーズ・ガレツク・秋のDays.Fee!!!を開催しました！
- ・重定心身障害児者の転入所(レスパイトサービス)関連事業について
- ・岡山県マイレージショップ★アートギャラリー「開館しました！」
- ・岡山県マイレージショップ★特設ホームページ開設しました！
- ・「県」を先知っていますか？
- ・障害者理由とする差別の解消の推進
- ・言葉の自由な方からのFaxによる110番通報について(※番号が変更されます)
- ・障害福祉に関する事業における匿名性の使用について
- ・障害者施設情報
- ・種別窓口
- ・障害者自立支援給付支払システムについて

1 お知らせ

新しく掲載されたものや更新されたものが掲載されます（障害福祉課全体の業務に係るもの）。

2 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等関係

この中の「◇障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく事業等関係（事業者・施設等設置者等はこちらをご確認ください。）」が皆さんによく関わってくる部分になります。



◇障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく事業等関係(事業者・施設運営者はこちらをご確認ください)

印刷用ページを表示する。2016年9月1日更新 / 障害福祉課

1. 障害福祉サービス等に関するお知らせ

厚生労働省からの通知等を掲載しております。ご確認ください。
[こちらをクリックしてください\(別ページが開きます\)。](#)

2. 事業者の指定(更新)・変更及び運営等に関することについて

以下について掲載しておりますので、ご活用ください。

- ・各指定障害福祉サービス等における指定申請・変更届の手引き
- ・指定(更新)申請、変更届又は加算の算定に係る各種様式集
- ・人員配置の見直しに係る自主点検に係るもの
- ・業務管理体制の整備に関する届出
- ・利用者事故報告書 等

[こちらをクリックしてください\(別ページが開きます\)。](#)

3. 岡山県条例(障害福祉サービス、障害者支援施設、障害児通所支援、障害児入所施設)

各サービス等に係る岡山県条例について掲載しております。ご確認ください。
[こちらをクリックしてください\(別ページが開きます\)。](#)

掲載されている内容について、概要を記載しております。関係する箇所をご確認ください。

3 1. 障害福祉サービス等に関するお知らせ

厚生労働省からの通知等を掲載しております。

質 問 票

平成 年 月 日

事業所名 施設名		事業所 番 号	
事業等種別		所 在 名 市 町 村	
電 話 番 号		FAX 番号又は メールアドレス	
担当者職氏名	(職 名)	(氏 名)	

< 照 会 内 容 >

- 人員基準に関する事
 設備基準に関する事
 運営基準に関する事
 報酬に関する事
 その他

< 事業所・施設の考え又は意見等 >

【回 答】（事業所・施設は記入しないでください。）

質問担当窓口について

質問（疑義照会）の担当窓口は以下のとおりとなります。
 質問（疑義）がある場合は、「質問票」（次ページ掲載）により、FAXにて担当窓口へ提出してください。

【担当窓口】

1 指定障害福祉サービス事業所・障害者支援施設

事業所が所在する市町村	担当窓口	所在地	電話番号 FAX番号
玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町	備前県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3995 <u>086-272-2660</u>
総社市 早島町 笠岡市 井原市 高梁市 浅口市 里庄町 矢掛町	備中県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7064 <u>086-427-5304</u>
津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者班	〒700-8570 津山市椿高下114	0868-23-1291 <u>0868-23-2346</u>

※岡山市、倉敷市、新見市に所在の事業所は、所在地の市担当窓口へ御質問ください。

2 指定障害児通所支援事業所・障害児入所施設

事業所が所在する市町村	担当窓口	所在地	電話番号 FAX番号
玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町	備前県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3995 <u>086-272-2660</u>
倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町	備中県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7064 <u>086-427-5304</u>
津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者班	〒700-8570 津山市椿高下114	0868-23-1291 <u>0868-23-2346</u>

※岡山市に所在の事業所は、所在地の市担当窓口へ御質問ください。

岡山県保健福祉部障害福祉課
障害福祉サービス班

TEL 086-226-7345
FAX 086-224-6520
MAIL j-shien@pref.okayama.jp